

香川県条例第33号

香川県ふぐの処理等に関する条例の一部を改正する条例

香川県ふぐの処理等に関する条例（平成16年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（免許） 第17条 略 2 略 3 略 （1） 略 （2） <u>本籍地都道府県（日本の国籍を有しない者にあつては、その国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号ロに規定する地域）</u> （3）・（4） 略 （免許証の交付等） 第20条 略 （申請事項の変更の届出） 第21条 略	（免許） 第17条 ふぐ処理師になろうとする者は、知事の免許を受けなければならない。 2 略 3 第1項の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。 （1） 略 （2） <u>本籍地都道府県名</u>（日本の国籍を有しない者にあつては、その国籍） （3）・（4） 略 （免許証の交付等） 第20条 知事は、第17条第1項の免許を与えたときは、同条第3項第1号及び第2号に掲げる事項（住所を除く。）並びに免許の年月日及び番号を記載したふぐ処理師免許証（以下「免許証」という。）を申請者に交付しなければならない。 2 略 （申請事項の変更の届出） 第21条 ふぐ処理師は、第17条第3項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に、届出書に規則で定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。 2 ふぐ処理師は、前項の規定により届出書を提出する場合において、免許証に記載された事項に変更があったときは、当該届出書にその免許証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に改正前の第17条第3項の規定による免許の申請をした者の当該申請に係る免許証（香川県ふぐの処理等に関する条例第20条第1項に規定する免許証をいう。次項において同じ。）の記載事項については、なお従前の例による。
- 3 前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、同項の免許証の記載事項を改正後の第17条第3項第2号の規定に従ったものとするため、香川県ふぐの処理等に関する条例第21条の規定により申請事項の変更の届出をすることができる。この場合において、同条第1項中「第17条第3項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に」とあるのは「第17条第3項第2号に掲げる事項の変更をするときは」と、「提出しなければならない」とあるのは「提出することができる」と、同条第2項中「提出する場合において、免許証に記載された事項に変更があった」とあるのは「提出する」とする。